

新人委第815号の12  
平成29年3月30日

各任命権者様

新潟市人事委員会  
委員長 児玉 武雄

特定教職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（通知）

特定教職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成29年新潟市人事委員会規則第10号）の運用について下記のとおり定めたので、平成29年4月1日以降は、これによってください。

#### 記

#### 第2条関係

- 1 この条の第5号に規定する「再任用職員異動」には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員が一旦退職し、引き続いてこれらの規定により採用された場合は含まれない。
- 2 この条の第6号の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」は、平成29年4月1日以降に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員とする。